

お知らせ

INFORMATION

各課からの

国民健康保険からのお知らせ

異動の届出をお忘れなく

3月・4月は、進学、就職、退職などで転入転出をする人が多い時期です。国民健康保険（国保）に加入したり、やめたりする場合は、届出が必要です。

世帯主は、世帯で異動があつたときは14日以内に届出をしてください。

長い間、会社や役所などに勤めて退職した人は、次のすべての条件にあてはまる場合（また、その被扶養者で①および②にあてはまる場合）は退職者医療制度で医療を受けることになります。